

川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱

平成 29 年 4 月 1 日 施行

平成 31 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 4 月 1 日 改正

令和 2 年 7 月 22 日 改正

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 5 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」（平成 27 年 12 月 17 日条例第 84 号）に基づき、中小企業者が川崎港コンテナターミナルを利用する事業に対し補助金を交付する川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度（以下「補助制度」という。）を運用するうえで必要な事項を定めるものとする。

2 補助制度による補助金の交付については、「川崎市補助金等の交付に関する規則」（平成 13 年川崎市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、規則第 5 条第 2 項の規定を除く。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 川崎市内に本社又は本店を置き、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいう。

(2) みなし大企業 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) TEU 20フィートコンテナ1本を表すコンテナ取扱量の単位をいう。40フィートコンテナ1本は2TEUに、45フィートコンテナ1本は2.25TEUに換算する。

(対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、船舶（はしけを含む。）により川崎港コンテナターミナルの係船岸壁を経由して海上コンテナを輸出、輸入、移出又は移入する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本要綱に定める中小企業者とする。ただし、みなし大企業に該当する中小企業者は除くものとする。

2 第9条の規定による補助金交付決定の申請にあたり、一の補助事業に対して補助対象者となり得る者が複数ある場合には、当該補助対象者間で協議の上、いずれかの者が他の者を代表して申請するか、二以上の者が共同で申請するものとする。

3 「川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱」（28川港経第482号）に規定する補助金の交付を受ける事業者は、本要綱に定める補助対象者となることができない。

(補助対象貨物)

第5条 補助対象貨物は、第3条に規定する事業により取り扱われた海上コンテナとする。

2 補助対象貨物は、実入りコンテナとする。ただし、コンテナ混載貨物は除くものとする。

3 補助対象貨物量に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。

(補助額)

第6条 市長は、第10条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、当該年度の補助対象貨物量の実績に応じて補助制度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象貨物量に1TEU当たりの補助単価50,000円を乗じた額とする。

3 1申請あたりの補助対象貨物量は12TEUを上限とする。

4 補助事業は、補助対象者あたり一の申請しかできない。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(審査委員会の設置)

第8条 市長は、補助事業の内容等を審査するため、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、港湾局長が別に定める。

3 審査委員会は、川崎港利用促進コンテナ貨物補助事業審査委員会を兼ねることができる。

(補助金交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補

助金交付決定申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、補助金交付の決定を受けなければならない。

2 前項の補助金交付決定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 1 号様式の別紙 1）
- (2) 会社概要（第 1 号様式の別紙 2）
- (3) 誓約書（第 1 号様式の別紙 3）
- (4) その他、申請内容を確認するために必要な資料

3 申請期間は、当該年度の 5 月 1 日から 2 月末日までとする。

4 前項の規定にかかわらず、申請期間内に補助金の交付予定総額が当該年度の補助制度の予算額に達する日をもって受付を終了する。

（補助金交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、審査委員会の審査に付した上、適当と認めた場合には、速やかに補助金交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（第 2 号様式－1）により、申請者に通知するものとする。また、補助金不交付の決定となった場合は、補助金不交付決定通知書（第 2 号様式－2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知に際して、補助制度の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付するものとする。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を不交付とする。

- (1) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 19 日条例第 5 号。以下「川崎市暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団であるとき。
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員（川崎市暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいるとき。

(3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するとき。

4 市長は、必要に応じて申請者が、前項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金交付の決定を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、前条の規定による通知を受けた日から20日以内に申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、第10条の規定により補助金交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、原則毎月末までに、前月分（当該年度初回は前月までの分）の補助対象貨物の数量について、それを確認できる資料（以下「証明書類」という。）を添えて市長に報告し、当該年度の事業が終了したときは、速やかに最終月の証明書類を添えて補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定によるほか、補助事業者に対し、事業実績等を確認するため、必要に応じて随時報告または資料の提出を求めることができる。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、審査委員会の

審査に付した上、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（第４号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求及び支払い）

第１５条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第１６条 補助事業者は、第９条の規定により提出した申請書及び添付書類に記載した事業計画の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更決定申請書（第６号様式）を提出し、あらかじめ市長の決定を受けなくてはならない。ただし、別に定める軽微な変更については、補助金交付決定事業実績報告書に変更内容を記載することによりこれに代えることができる。

２ 前項の補助金交付変更決定申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（１）事業計画書（第１号様式の別紙１。変更後の事業計画を記載したもの）

（２）その他、変更内容を確認するために必要な書類

３ 市長は、第１項による補助金交付変更決定申請書の提出を受けたときは、審査委員会の審査に付した上、事業内容の変更を承認する場合には、補助金交付変更決定通知書（第７号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第１７条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助金交付決定事業中止承認申請書（第８号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなくてはならない。

２ 市長は、第１項による補助金交付決定事業中止承認申請書の提出を受けた

ときは、審査委員会の審査に付した上、事業の中止を承認する場合には、補助金交付決定事業中止承認通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 市長は、第13条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が、補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
- （2）補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）第10条第3項に掲げる者であったとき。
- （4）その他法令、条例又は規則及び本要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（調査等）

第21条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（雑則）

第 2 2 条 この要綱の規定により行うこととされている書類等（書類、帳簿その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項において同じ。）の提出、通知及び報告については、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）（市の機関等に係る申請等の受付や手数料等を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付システムをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 この要綱の規定により作成することとされている書類等については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）その他港湾局長の認める電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。

（委任）

第 2 3 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

(宛先)川崎市長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

補 助 金 交 付 決 定 申 請 書

川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、補助金交付の決定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事 業 名				
事業の概要 (事業開始の経緯・ 目的、前年度から 変更した点など)				
補助対象貨物量 (計 画 値)	合計	TEU		
補助金請求額 (予 定 額)	¥	円		
連 絡 先	住 所	(〒)		
	担当部署		担当者	
	電 話		F A X	
	E メール			
添 付 書 類	事業計画書(別紙 1) 会 社 概 要(別紙 2) 誓 約 書(別紙 3)			

事業計画書

① 事業名		
② 事業開始日	年 月 日	
③ 輸送経路及び 輸送モード		
④ 輸送事業者		
⑤ 荷主名及び 輸送品目		
⑥ 取扱貨物量 (計画値)	合計	TEU
⑦ 補助対象貨物量 (計画値)	合計	TEU
⑧ 補助金請求額 (予定額)	¥	円
算出基礎		

年 月 日現在

会 社 概 要

会 社 名	
代 表 者	
住 所	〒
国内事業所	
海外事業所	
設 立	
資 本 金	
事 業 内 容	
上 場	
社 員 数	

- ※ 記載に当たっては商業登記簿と同一の内容としてください。
- ※ 共同申請により申請者が複数ある場合は、1申請者ごとに御記入ください。

誓 約 書

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

(署名又は記名押印)

申請者及び申請者の役員は、暴力団等(川崎市暴力団排除条例(平成24年3月19日条例第5号))に規定する暴力団又は暴力団員)に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助金交付決定の取消等その他の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要がある場合には、神奈川県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

1 事業名

2 条 件

- (1) 補助事業の内容を変更又は中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 毎月末までに前月までの取扱貨物量及び当月以降の取扱見込量を報告すること。
- (3) 前号の報告と併せて、次の書類を提出すること。
ア前月分（初回は前月までの分）の補助対象貨物の数量を確認できる書類
イその他、必要に応じて事業内容等を確認するための資料
- (4) 補助事業の実績報告書には、次の書類を添付すること。
ア最終月の補助対象貨物の数量を確認できる書類
イその他、必要に応じて事業内容等を確認するための資料
- (5) 補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
イ 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

3 補助金交付予定額

円

補助金確定額については、川崎港コンテナターミナルの利用実績に応じて決定します。

第 号
年 月 日

(申請者氏名)

川崎市長名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付については、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第10条第1項の規定に基づき、審査を行った結果、不交付となりましたので通知します。

1 事業名

2 不交付の理由

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

補助金交付決定事業実績報告書

年 月 日付け川崎市指令港経第 号で補助金交付決定を受けた事業について、次のとおり報告します。

① 事業名		
② 今年度輸送期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
③ 補助対象貨物量 (実績)	合計	TEU
④ 補助金請求額	¥	円
	算 出 基 礎	
⑦ 変更点及び その理由 (軽微な変更に限る。)		
⑧ 添付書類		

川崎市使用欄	
検査員	検査員

第 号
年 月 日

(事 業 者 名)

川 崎 市 長 名

補 助 金 額 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金交付決定事業については、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第 1 4 条の規定に基づき、次のとおり補助金額の確定をしたので通知します。

補助金確定額は、次のとおりとします。

補助金確定額	¥ 円
算 出 根 拠	

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で通知のありました補助金について、
次のとおり請求します。

① 事 業 名			
② 請 求 金 額	¥	円	
③ 振 込 先 金 融 機 関	金融機関	銀行	支店
	預金種目	普通	当座
	口座番号		
	受 取 人	住 所	
		(フリガナ) 氏 名	
		電 話	

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

補助金交付変更決定申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、変更事由が生じたので、次のとおり変更決定を申請します。

① 事 業 名		
② 変 更 内 容	変 更 後	変 更 前
③ 変 更 の 理 由		
④ 補助金交付額 (変 更 後)	¥	円
⑤ 変 更 日	年 月 日	
⑥ 添 付 書 類	事業計画書(別紙 1)	

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付決定の変更については、川崎市
中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、審査を
行った結果、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

川崎市 市長 名

以下の事業計画について、変更を承認します。

(事業計画の名称)

年 月 日

(宛先)川 崎 市 長

住 所

会 社 名

代表者職・氏名

補助金交付決定事業中止承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金交付決定を受けた事業
について、次のとおり中止を申請します。

① 事 業 名	
② 事業中止日	年 月 日
③ 中止の理由	

住 所

会 社 名

代表者職・氏名 様

補助金交付決定事業中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付決定事業の中止については、川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度実施要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、審査を行った結果、次のとおり承認したので通知します。

年 月 日

川崎市長名

① 事 業 名	
② 指 令 番 号	年 月 日付け川崎市指令 第 号